

神奈川県震災建築物応急危険度判定士の情報誌（年1回発行）

# 判定士だより

VOL. 33  
2026



特集

いま一度見直そう

応急危険度判定士

## 目次

特集1 地震発生後の判定士の動きについて……………P1

特集2 応急危険度判定士向けの簡易マニュアル……………P3

令和7年度コーディネーターシナリオ演習及び応急危険度判定講習会の報告 ……P7

お知らせ ……P8

# 特集 1 地震発生後の判定士の動きについて

## はじめに

近い将来発生する可能性が高いと指摘されている地震には、南海トラフ地震、首都直下地震、中部圏や近畿圏直下地震などがあります。中でも、関東から九州にかけて広い範囲で強い揺れや高い津波を伴うとされる南海トラフ地震の発生確率は、今後 30 年以内で 80%と予測されています。また、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後 30 年以内で 70%という高い確率で発生すると予想されており、地震への対策が求められています。大規模な地震が発生した際には、余震等により生じる二次的被害を防ぐために応急危険度判定活動が重要な役割を果たします。

## 応急危険度判定士とは

応急危険度判定とは、大地震など大規模な地震災害が発生した際に、被災した建物が「余震等で倒壊する危険性があるか」を応急的に判定することです。

大地震後は、建物が一見無事に見えても余震等で倒壊する可能性があります。外壁の崩落や窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、二次的被害を防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

## 応急危険度判定士として活動するためには

応急危険度判定士として活動するためには、一級建築士・二級建築士・木造建築士や一級建築施工管理技士・二級建築施工管理技士などの建築関連資格を有し、かつ県内に在住または在勤していることが必要となります。加えて、県が実施する所定の講習会を修了し、判定士名簿に登録をする必要があります。

※令和 7 年 7 月より一級建築施工管理技士・二級建築施工管理技士も認定が可能となりました。

## 判定活動とは

判定活動は応急危険度判定士が原則 2 人で 1 チームとなり、判定調査票の項目に沿って建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等調査判定し、その結果に基づいて建築物等の危険度を判定していきます。

判定結果については【危険（赤）】、【要注意（黄）】、【調査済（緑）】に区分され、対象建築物出入口もしくは外壁等の見やすい場所に下図の判定標識を貼付します。

応急危険度判定標識

**危険**  
UNSAFE

●この建築物に立ち入ることは危険です  
●立ち入る場合は専門家に相談し、応急処置を行った後にしてください

建物名称  
法区

判定者名  
判定日時 月 日 午前・午後 時刻迄

災害対策本部 貼付

応急危険度判定標識

**要注意**  
LIMITED ENTRY

●この建築物に立ち入る場合は十分注意してください  
●この建物に隣接する場合は注意喚起にご協力ください

建物名称  
法区

判定者名  
判定日時 月 日 午前・午後 時刻迄

災害対策本部 貼付

応急危険度判定標識

**調査済**  
INSPECTED

●この建築物の被害程度は小さいと考えられます  
●建物に危険はありません

建物名称  
法区

判定者名  
判定日時 月 日 午前・午後 時刻迄

災害対策本部 貼付

赤色・黄色の判定がされた建物への避難は危険です！



### 判定標識

左から【危険（赤）】、【要注意（黄）】、【調査済（緑）】

震度5弱以上の地震発生

県及び被災市町村

災害対策本部の設置

大規模地震により住宅などの建築物が被災した場合、神奈川県及び県内市町村は災害対策本部を設置します。  
被災状況等の情報収集を行い、応急危険度判定を実施するか否かを決定します。

応急危険度判定活動の実施を決定

各市町村は応急危険度判定実施本部を設置し、判定エリア、必要判定士数等を検討します。応援判定士の受け入れとして、車両や宿泊場所、食料、資機材の準備を行います。

判定活動は、地震発生の1~2日後をめぐり開始され、実施期間は10~14日間程度を目安としています。判定活動の協力を求める日数は、原則として3日間を想定しています。

応急判定士へ支援要請

各市町村から判定士へ支援要請を行います。連絡手段については、防災無線や電話連絡、メール等を想定しています。連絡方法は各市町村で異なります。

ポイント

連絡先等に変更が生じた場合は、「応急危険度判定士認定申請事項変更届」を（一財）神奈川県建築安全協会までご提出ください。

判定士

判定活動へのご協力は、あくまでもボランティアであるので、家族や勤務先の方とよく相談し、体調を考慮して参集するかを判断をしてください。

参集

参集先は、要請時の指示に従い、判定作業ができる動きやすい服装で集合してください。参集の際の持ち物については、判定手帳をご覧ください。

受付

受付では、判定士の方の氏名や認定証、腕章またはピブス、判定手帳の有無、判定活動可能日数の確認などを行います。行政職員が判定士の方々を取りまとめ、原則1チーム2人体制で判定活動を行います。

移動

配布された地図をもとに判定区域へ移動します。公共交通機関が使用できない可能性があるため、移動は徒歩が主な手段となります。

判定活動

判定活動の詳細については、特集2をご覧ください。

判定結果の報告

実施本部へ戻り、当日の判定調査結果等を報告します。翌日の指示を受けて下さい。

# 特集2 応急危険度判定士向けの簡易マニュアル

## 派遣前の事前準備

参集先は、要請時の指示に従い、判定作業ができる動きやすい服装で集合してください。  
参集の際は以下のものを持参してきてください。

### ○必ず持参してほしいもの

- ・ 応急危険度判定士認定証・筆記用具・判定手帳

### ○持参してほしい、または、あった方がよいもの

- ・ 腕章またはビブス・ヘルメット・下げ振り・クラックスケール・バインダー
- ・ マスク・携帯電話・ナップザック・水筒・軍手・雨具・防寒具・コンベックス

### ○その他あると便利なもの

- ・ クリアファイル・タオル・雑巾・ウエストポーチ・モバイルバッテリー
- ・ 非常用食料・多少濡れていても貼れるガムテープ
- ・ 宿泊する場合は、宿泊に必要な最小限のもの



## 調査票の記載方法について

**木造建築物の応急危険度判定調査票 (記入例)**

① 整理番号 32R-②-5 調査日時 〇月〇日(午前)午後〇〇時 調査回数 〇回目  
調査者氏名(都道府県/No) 神奈川県 建男 (神奈川県/〇〇〇〇-〇〇〇〇) 西郷 泰次 (神奈川県/〇〇〇〇-〇〇〇〇)

② 建築物概要

1 建築物名称 木村守館 1.1 建築物番号 ②-5 1.2 建築物番号  
2 建築物所在地 緑ヶ丘〇〇-5 2.1 住宅地番整理番号 32R 2.2 住宅地番整理番号  
3 建築物用途 ①-1 建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所  
7. 旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9. 病院・診療所 10. 保育所 11. 工場  
12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 劇場、遊戯場等 16. その他( )  
4 構造形式 ①左米組構法 2. 枠組(壁)構法(ベロ) 3. プレファブ 4. その他( )  
5 階数 1. 平屋 ②-2 階建て 3. その他( )  
6 建築物規模 1 階寸法 約 6 m × 9 m

③ 調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施  
1 一旦して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)  
1. 建築物全体又は一部の崩壊・陥没 2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ  
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 4. その他( )

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	判定
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	① 1
②構造体の不同沈下	① 無し又は軽微	2. 著しいで、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小規模の陥没、床全体の沈下	② 1
③基礎の被害	① 無被害	2. 部分的	3. 著しい(陥没あり)	③ 1
④建築物の1階の傾斜	① 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20程度	④ 1
⑤壁の被害	① 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥離	3. 落下の危険有り	⑤ 1
⑥腐食・被害の有無	① ほとんど無し	2. 一部の腐食欠損	3. 著しい腐食欠損	⑥ 1
危険度の判定	① 調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2. 要注意	3. 危険	判定 1

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	判定
①瓦	① ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	① 1
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	② 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	② 2
③外装材 覆土の場合	1. ほとんど無被害	② 部分的なひび割れ、陥没	3. 顕著な目地ずれ、剥離	③ 2
④外装材 乾土の場合	1. 目地の亀裂程度	② 陥没が反られる	3. 顕著な目地ずれ、剥離	④ 2
⑤看板・機器類	① 軽微無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤ 1
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥ 2
⑦その他( )	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦ 2
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	② 要注意	3. 危険	判定 2

④ 総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

総合判定 2

コメント(※認定番号が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)  
・外観調査のみ実施  
・窓ガラス、外壁にひび割れがあるのを注意です。窓ガラスはビニールテープ等で補修して下さい。また、立ち入り際は外壁のひび割れのある箇所ご注意ください。

コメントは判定スタンプの記載と同じとする。 99, 100

【①調査票の種類について】  
木造建築物用・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物用・鉄骨造建築物の3種類があります。  
今回は、木造建築物用を例に挙げます。

【②整理番号等について】

- 整理番号  
調査する災害対策本部の指示に従って記入して下さい。
- 調査日時  
調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入して下さい。
- 調査回数  
当初調査の場合は記入せず、2回目以降の場合、その調査回数を記入して下さい。
- 調査者氏名  
氏名、都道府県、判定士認定番号を記入して下さい。

【③建築物概要について】

- 1 建築物名称  
災害対策本部から配付された街区マップ(住宅地図等)に記載された建築物名称を記入して下さい。
- 1.1 建築物番号  
あらかじめ、建築物番号が定められている場合は、それを記入して下さい。そのほかの場合は、配付された街区マップに記載された建築物の番号を記入して下さい。
- 2 建築物所在地  
字名地番を記入して下さい。  
市町村名は省略して結構です。
- 2.1 街区マップ(住宅地図等)整理番号  
配付された街区マップの番号を記入して下さい。
- 3 建築物用途  
項目に該当しないものについては下記の表を参考にして下さい。

凡例	建築物用途
店舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体育館	学校の体育館、スケート場、屋内プール
劇場、遊技場等	パチンコ店、映画館、ボウリング場、公会堂等

### ポイント

令和6年能登半島地震で被害を受けた輪島市では、タブレットを使った判定活動が行われました。  
機器バッテリーによる活動時間や充電拠点の確保が課題となっています。

●4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入して下さい。

●5 階数

調査者の技術的判断も加えて、調査対象建築物の被災前の階数を記入して下さい。

●6 建築物規模

1 階寸法を目見当で推定して記入して下さい。

【④調査について】

●全ての物件について外観調査を行うこととします。

●「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1.建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。



一見して危険と判断される例

●「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

各項目について、判定を行ってください。



隣接建築物による危険性（Cランクの例）



基礎の被害（Cランクの例）



建築物の傾斜（Cランクの例）

●「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について各項目について、判定を行ってください。

「⑦ その他」の項目には、ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険などが含まれます。



壁の被害及び外装材（Cランクの例）



落下物（屋根瓦）の危険性（Cランクの例）



ブロック塀の倒壊（Cランクの例）



転倒物（自販機）の可能性（Cランクの例）

【⑤総合判定について】

●総合判定の判定方法

「2 隣接建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んで下さい。下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

A ランクと A ランクの場合は「1.調査済（緑）」

A ランクと B ランクの場合は「2.要注意（黄）」

A ランクと C ランクの場合は「3.危険（赤）」

B ランクと B ランクの場合は「2.要注意（黄）」

B ランクと C ランクの場合は「3.危険（赤）」

C ランクと C ランクの場合は「3.危険（赤）」

もう一度確認してみよう！

下げ振りとは、建築物の傾斜を測定するための機材であり、迅速な目視による判定を行うことができます。

**Point1 建物の傾き・変形の確認！**

地震により建物全体が傾いたり、柱や壁が垂直でなくなったりすることがあります。下げ振りを建物の壁や柱の側面に沿わせて垂らすことで、目視でその傾き具合や変形を素早く確認できます。わずかな傾きでも、構造的な損傷の可能性を示唆するため、重要な判断材料となります。

**Point2 簡易的な被害の評価！**

精密な数値は出ませんが、直感的に「これだけ傾いている」という状況を把握し、危険度判定の根拠とすることができます。

**Point3 信頼性と実用性！**

電源不要で、過酷な被災現場でも故障しにくい堅牢性があります。持ち運びが容易で、素早く設置・測定できるため、多くの建物を効率的に調査するのに役立ちます。



応急危険度判定士は、人命に関わる二次災害を防ぐために、迅速かつ正確な判断が求められます。下げ振りは、その判断を支えるための、シンプルながらも極めて有効で信頼性の高い基本機材として、被災地の安全確保に貢献しています！

【使い方】木造建築物の場合

- ①保持器を壁や柱に当てて固定します。
- ②保持器から糸で巻き取られている下げ振りを 1.2m 引き下ろします。  
あらかじめ 1.2m の箇所にマーキングしておくとう便利です。
- ③下げ振りと建物との水平距離をコンバックスで測定します。(図 1.2)
- ④測定した結果は下記の表 1.1 で確認し、危険度のランク分けを行います。

表 1.1 水平距離により測定した傾斜と危険度

危険度ランク	A	B	C
傾斜 (W/H)	1/60以下	1/60超~1/20以下	1/20超
1.2mあたりの水平距離	20.0mm以下	20.0mm超~60.0mm以下	60.0mm超



図 1.1 下げ振りで測定している様子

ポイント

保持器を固定する際に建築物を損傷する場合があります。状況に応じて建物所有者の同意を得ましょう。

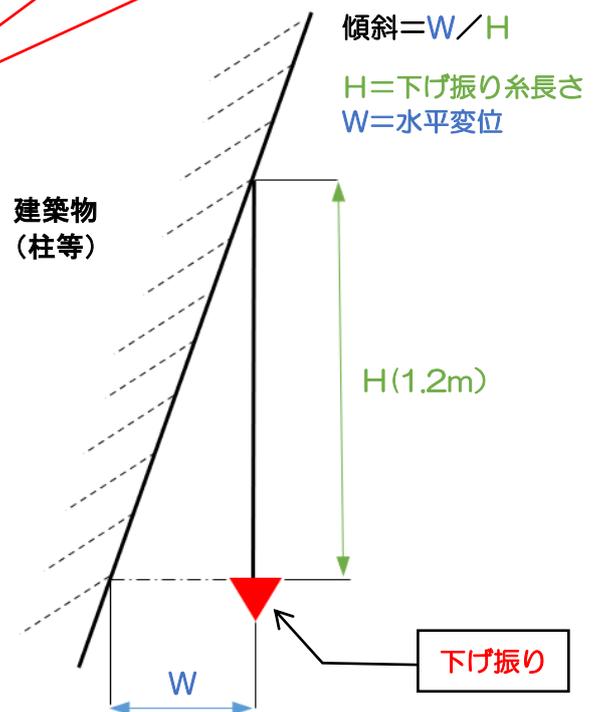


図 1.2 傾斜の測定方法

## 応急危険度判定に関する Q&A

### 判定活動全般について

Q 応急危険度判定調査は、どのような順番で判定がおこなわれますか。

A 市町村で設置された災害対策本部の調査によって、被害状況の把握、判定実施区域の設定、優先順位の検討を行い、応急危険度判定士への要請を行います。  
p2 「地震被災後の動き」をご参照ください。

Q 判定結果によって、応急的ではなく本格的な判定を行ってもらう場合はどうすればよいのでしょうか。また、その時の費用はかかりますか。

A 応急危険度判定はあくまで二次災害を防止することを目的としているため、被害調査等に関しては個人で専門業者への依頼をしていただくこととなります。

Q 避難して居住者が不在の場合、判定活動は実施されますか。

A 不在の場合でも判定活動は行われます。  
判定結果に応じて3種類の判定標識を対象建築物出入口もしくは外壁等の見やすい場所に貼付します。  
判定結果の内容は判定標識の注記欄に記載します。

Q 判定は1棟につきどのくらいの調査時間を要しますか。

A 木造で約15分。  
その他構造で約30分を目安としています。



### 判定士について

Q 居住地や勤務地に変更が生じた場合、どのようにしたらよいですか。

A **県内で、居住地・勤務地等に変更が生じた場合**  
「応急危険度判定士認定申請事項変更届」の提出を忘れずお願いします。  
**県外へ、居住地・勤務地共に変更が生じた場合**  
転居先の都道府県に事務手続きを行うことで判定士として登録ができますので、協議会事務局までお問い合わせください。  
なお、都道府県によって判定士の認定要件が異なりますのでご了承ください。

Q 認定の有効期限が切れてしまい、時間が経っていますが更新は可能ですか。

A 基本的には自動更新のため更新の都度新しい認定証が届きます。届いていない場合は住所などの変更手続きが切れている可能性があるため、(一財)神奈川県建築安全協会にお問合せの上、更新手続きを行う必要があります。



Q 応急危険度判定手帳をなくした場合はどうすればよいですか。

A (一財)神奈川県建築安全協会にお問合せの上、再発行の手続きを行う必要があります。

Q 他の都道府県の判定活動に自主的に参加できますか。

A 判定士は原則として実施本部(市町村)又は支援本部(都道府県)の派遣要請に基づいて判定活動を行います。  
他の都道府県での判定活動を希望する方は事前に登録を受けた都道府県の指示に従ってください。

### その他

Q 判定は罹災証明とは関係していますか。

A 応急危険度判定は、被災した建物が「余震等で倒壊する危険性があるか」を応急的に判定し、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、罹災証明とは関係はありません。



# 令和7年度コーディネーターシナリオ演習 及び応急危険度判定講習会の報告

## コーディネーターシナリオ演習の報告

### 演習の意義

大規模地震発生時等に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等諸情勢を迅速に把握し、応急対策を適時適切に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の受け入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるように行政職員が「コーディネーター」として判定士のサポートをします。

「コーディネーター」は地震災害等発生時において、応急危険度判定実施本部と判定士の橋渡し役を果たし、具体的には、判定士受入準備や判定士が現場に赴く前の注意事項等の説明、判定士の結果報告の取りまとめを行い、判定士活動場面において中心的な役割を担っています。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県内の行政職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度については、中井町、寒川町を被災想定都市とし、シナリオ演習を2回実施しました。

### 演習の内容

被災想定都市の特色に合わせ構成されたシナリオに基づく、説明及び報告の伝達演習  
(内容は下記の通り)

- 地震発生直後から県災害対策本部への判定士の支援要請までの流れについて
- 応急危険度判定実施計画の策定方法について
- コーディネーター業務の内容について
- 日毎の判定終了後における判定結果の集計・取りまとめ方法及び報告の流れについて
- 判定実施本部解散日の流れについて

## 応急危険度判定講習会の報告

協議会では毎年、応急危険度判定講習会を県内各地で開催しています。

今年度は、新規認定・登録を希望される方及び判定技術向上のために受講を希望される方を対象としたWEBによる講習会を開催しました。

開催期間	開催方式	受講申込者数
令和7年11月15日(土) ～令和8年2月10日(火)	オンライン方式 (オンデマンド方式)	464人

# お知らせ

## 登録更新の手続きについて

判定士の認定の有効期間は5年ですが、ご辞退をいただかない限り「自動更新」となっておりますので、更新手続きは不要です。また、有効期限内に応急危険度判定士が満90歳に達する場合には、認定要綱の改定（令和7年7月14日施行）により、有効期限は満90歳に達する日までとし、その後の認定更新は行わないこととなりました。

認定の有効期限をむかえる判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。そのため、住所の変更等がある場合は必ず判定士の登録や更新の窓口である事務局（（一財）神奈川県建築安全協会）まで『応急危険度判定士認定申請事項変更届』（以下変更届）の提出をお願いします。

なお、変更届は、協議会のホームページからダウンロードできます。

## 住所や勤務先の変更について

住所や勤務先が変更となった場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「変更届」の提出をお願いします。また、住所・勤務先ともに神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請の事務手続きが必要となりますので、事務局（（一財）神奈川県建築安全協会）までご連絡をお願いします。

## Eメールアドレスの登録・更新について

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録・更新をお願いしております。

登録いただいたEメールアドレスは、登録者への情報提供や災害時の協力要請の連絡などに使用させていただきます。

登録は、下の二次元バーコード若しくは協議会ホームページの『お問い合わせフォーム』から送信をお願いします。

Eメールアドレス登録用  
二次元バーコード



(ホームページからの登録)  
協議会ホームページ→メニューバー『応急危険度判定』→『手続きについて』→「登録」をご確認いただき、「問い合わせフォーム」から登録

\*ドメイン指定受信の設定をされている方は、Eメールアドレスの登録前に、ドメイン“@ka-singo.jp”を受信できるよう設定して下さい。

\*協議会ホームページの『お問い合わせフォーム』から送信いただくと、記入いただいたアドレス宛てに自動返信メールが送信されます。

自動返信メールが届かない場合には、メールアドレスが間違っていないか、ドメイン“@ka-singo.jp”からのメールを受信できるか等をご確認ください。

何回送信しても自動返信メールが届かない場合には、お手数ですが、事務局（（一財）神奈川県建築安全協会）までご連絡くださいますようお願いいたします。